

令和7年度彦根市農業施策に関する

意見書

彦根市農業委員会

彦根市長 和田 裕行 様

彦根市農業委員会

会長 田中 金一



令和7年度彦根市農業施策に関する意見について

彦根市農業委員会は、改正「農業委員会等に関する法律」のもとで行われた2回目の改選により、新体制で発足し2年目となりました。

令和2年「農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、「人・農地プラン」を核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進することとなり、また、令和5年度から、「農業経営基盤強化促進法」等の一部改正により、これまでの人・農地プランの法定化を図るにあたり、「地域計画」を策定し、農地所有者の長期的な意向の把握や計画策定のための目標地図を作成・検討する等、我々、農業委員・農地利用最適化推進委員の行う最適化活動は、ますます重要となっています。

本年6月、国は、食料・農業・農村基本法改正法を施行し、①食料安全保障の確保、②農業の持続的な発展等の基本理念を掲げ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、そのための農地の確保等を目指すこととしています。また、あわせて農業振興地域の整備に関する法律と農地法等を改正し、農地の総量確保と適正・有効利用を進めることとしました。一方、世界に目を向けると、気候変動や戦争、人口増加等を原因として、熾烈な食料争奪戦が繰り広げられています。日本の経済的地位の低下に伴い、国際市場での立場も弱くなり、いずれ食料危機に陥ることも懸念される時代であり、「平時」の備えを強化しなければなりません。

こうした中、本市の農業におきましても、農村集落や農地の多面的機能の維持など、適切な農地の利用が非常に困難な状況になってきており、我々、農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律の第1条により「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。」とされているところの、農地等の利用の最適化に関する担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3項目を重点項目として、より一層の活動に取り組んで参りたいと考えております。

彦根市におかれましては、非常に厳しい財政状況にあることは十分承知しておりますが、本市の農業振興に向けた特色ある施策の実施について、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、令和7年度予算編成にあたり彦根市農業施策に関する意見書を提出いたしますので、ご回答をお願いします。

目 次

意見項目

- 1 担い手の育成・確保について … p 1
- 2 遊休農地解消対策について … p 3
- 3 特色ある地域農業の創造について … p 5
- 4 環境と調和した農業の推進について … p 6
- 5 農業・農村の基盤整備について … p 7
- 6 農政推進体制の充実について … p 8
- 7 鳥獣被害対策について … p 10

1 担い手の育成・確保について

本市の令和6年度当初における認定農業者は89経営体(うち法人28経営体)となっています。

また、これら担い手への農地の利用集積については、管内農地面積約2,650ヘクタールのうち約1,913ヘクタール(約72.2%)となっており、一定規模の集積が進んでいます。

一方で、小規模な兼業農家や高齢農業者が地域農業の貴重な担い手であることも事実であり、これら多様な担い手が協働して地域農業を支える仕組みづくりが重要です。

- (1) 各地域で進められている「地域計画」は「作って終わり」ということではなく、策定した計画・目標地図を元に地域の話合いの継続とそれに基づく農地の利用調整(集約化)を継続して進めて行くことが必要です。加えて、農業経営基盤強化促進法第21条では、農業委員会による地域計画の達成に向けた利用権の設定等の促進が期待されています。

そのため、同計画の見直し・実行のため、各地域での話し合いが継続され農地の集約化が図られるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員も携わります。市を中心とした推進体制が継続されるよう努められたい。

- (2) 認定農業者等の担い手がない集落においては、集落営農組織が中心経営体として法人化を進められていますが、集落営農法人の持続的な経営を促進するための経営分析、後継者の育成指導や広域的な集落営農法人間の連携についても農業経営相談所とともに、引き続き支援されるとともに、この間、具体的に支援された内容を示されたい。

また、これまでの人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、継承後の経営を発展させる取組に対し、国と市町村が一体で支援する事業が全国的に展開されましたが、本市においては、財政状況により見送られ、さらに、近年、猛暑による農作業中での熱中症が増大し、死亡例も多く聞かれ、今後の生産活動においても大変危惧される中、国や自治体でも熱中症対策として補助金や助成金を出し対策を講じていますが、中小事業者が対象となっています。今後の持続可能な日本の農業を見据え、市としても、今の日本農業を支える多くの個人経営者にも、安全に生産活動に従事できるよう独自の手厚い施策を講じられたい。

- (3) 女性が農業経営に参画する機会を確保するため、家族経営協定の締結促進や、女性が参画しやすい農産物の加工・販売等の起業活動の促進について、市独自の施策の創設と支援措置を講じ、6次産業化につなげられたい。

特に、6次産業化につなげていく中、販売ルートの確保が難しく、市として、商工会議所との連携を密にしながら、このルート達成のためのイベント等の開催や

助成について検討・支援されたい。

さらに、食の多様化が進む中、パクチーは女性が扱い易い作物として、積極的に支援が進んでいる自治体もあると聞いており、このような視点でも、支援の拡大を検討されたい。

一方で、農産物を作る「女性農業者」からは、「トラクターの使い方を学びたい」「土地がないと農業大学に行けない」等、就農のための課題を聞き及んでおります。就農のための知識や技術を女性が勉強できる場所づくりが重要で、地元に関わりがあり、社会貢献に積極的な企業との連携ができればよいと考えます。市としての支援を検討されたい。

2 遊休農地解消対策について

令和5年度に実施した遊休農地調査の結果、市内で約48ヘクタールの遊休農地を確認しています。

遊休農地が発生する要因については、地域の農業背景や基盤整備の状況、高齢化や後継者不在による労力不足、鳥獣被害による生産意欲の低下など様々です。

一方で、国は、2030年度における食料自給率を供給熱量ベースで45%まで引き上げるとの目標を示しており、こうした目標の達成や農地の持つ多面的機能が発揮されるためにも、遊休農地解消対策は、重要かつ喫緊の課題です。

- (1) 農地の管理は、所有者が行うことが当然ですが、所有者が遠隔地に居住されている等、草刈り等適切な管理がなされず、苦情が増えています。

農地の最適化を推進する観点からも、地域の農業団体や自治会への働きかけや、様々な自治体で実施されている「花農園」などの観光・商業機関との連携、ならびに「鯉のぼり」イベントなどの「農」と「街」が連携して、遊休農地を新たな「資産」として活用したり、また、農地取得に際し、下限面積要件が撤廃されたことから、これから農業をはじめめる人でも農地付きの住宅を購入できるようになったため、空き家バンク等とも連携し、移住と農業の体験会を開催するなど、「移住」「空き屋」「小さな農業」の取組を推進するなど、遊休農地解消に向けた積極的・多面的な活動を展開されたい。

さらに、**特に、中山間地や荒神山周辺附近では、鳥獣被害による生産意欲の低下が遊休農地発生の大きな要因であるため、鳥獣被害に遭わない「ユーカーリ・オリーブ」等の新規作物の導入・拡大と栽培支援を検討するとともに、地域の特産品化に向けた取組に対する栽培指導や市の単独助成制度等の支援を図られたい。**

- (2) 遊休農地に留まらず、自己保全管理の名目で管理が十分でない農地が多数存在し、遊休農地の予備軍となっております。「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の取組地域でも、既に保全向上対策として活用用途が確定していると、遊休農地対策費を捻出することが不可能であり、一方で、各々の事情により当事業に不参加の地域もあるため、全ての地域で遊休農地復元への対策が推進できる市の単独助成制度等の支援を検討されたい。

- (3) 鳥居本北部、近江鉄道フジテック前駅西側の地域では、一部で圃場整備されており、野菜等の栽培や保全管理されている農地はありますが、水稻栽培に必要な水源が少なく、耕作条件が悪く、一旦耕作を引き受けられても、周辺が遊休農地化しているため、営農が継続できず、30ヘクタール余りの遊休農地を抱えている状態です。

フジテックの工場が設置されて以降、オリーブの栽培や太陽光発電設置等の話を聞いておりますが、当地域における今後の活用について、地元と

協議し、遊休農地の解消に努められるとともに、市全体としての土地利用の在り方も踏まえ、市全体の活性化にもつながるよう、引き続き積極的な議論を進められたい。

3 特色ある地域農業の創造について

本市の農業は、米・麦・大豆を主体とした土地利用型農業に特化しており、松原地域における軟弱野菜や石寺地域の日本梨など、一部地域において園芸作物への取組が見られるものの、地域の消費に対して十分とは言えない状況です。

こうした中、学校給食センターによる中学校給食が実施され、「野菜等の生産振興」、「地産地消」、「食育・食農教育」への取組を、さらに拡充させる必要があります。

- (1) 野菜や果樹等の園芸作物の生産拡大と産地の育成を図るため、ビニールハウス等の生産基盤の整備と栽培指導等により生産農家の育成に努められるとともに、産地交付金に上乗せ補助など市独自の支援策を創設されたい。

また、地域特産品については、安定した流通の確保と市場動向を基に生産者の要望・意見を活かしながら、農産物の加工を含めた新しい商品の開発やブランド化に努められるとともに、6次産業化に取り組む事業者に対し、きめ細かく指導・援助されたい。

特に、「ひこにゃん米」の登場をきっかけに、その他の豊かな彦根産の作物についても、「ひこにゃん」ブランドとしての構築を推進されたい。

- (2) 安全・安心な地場農産物の利用拡大を図るため、湖東定住自立圏共生ビジョンにおける地産地消事業の進捗と取組成果を、市民や生産者に情報提供するとともに、学校給食や病院給食、市内企業の食堂等における地産地消の拡大を引き続き推進されたい。

特に、小・中学校給食において、関係機関と連携しながら、地元農産物を積極的に利用されるとともに、生産者の組織化を行い、地元農産物が安定的に供給可能な体制整備に努められたい。

- (3) 平成27年4月に「都市農業振興基本法」が公布・施行され、国においては、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」を定め、これを受け滋賀県では、平成30年12月に「滋賀県都市農業振興計画」が策定されました。

本市は、国宝彦根城・琵琶湖岸に隣接する観光・街エリア、旭森・鳥居本・高宮の工業エリア、稲枝・亀山を中心とする農業エリアが、それぞれの環境に応じた発展を遂げています。近年、彦根総合スポーツ公園や彦根お城トンネルの完成を間近にし、街の様相は大きく変わります。

本市においても、農地防災、環境保全、市民農園、あるいは住民が参画する教育や福祉との多方面への連携など、都市農地の有効利用の観点から、市街地およびその周辺農地の的確な利用推進を図り、計画的に農地を保全するための「地方計画」策定に向け、産（農）・官・学の連携による「検討会」を設けるなど、具体的な取組を進められたい。

4 環境と調和した農業の推進について

消費者の食に対する関心は高く、「安全・安心・環境」に配慮した農産物づくりが求められています。

また、「近畿の水がめ」琵琶湖を抱える本県においては、環境への負荷を極力抑えた農業の実践が求められています。

こうした中、化学肥料や農薬を減らした「環境こだわり農産物」への取組面積は、令和5年で約619ヘクタールとなり、前年度比約105パーセントと拡大したと聞き及んでおります。

- (1) 安全で安心な食に対する消費者の意識が高まりを見せ、「環境こだわり農産物」の生産に併せて、温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者グループに対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」による意識啓発の継続も重要です。

令和5年度末には33団体で取り組まれ、前年度から拡大しましたが、補助金額に対し取り組む作業等が多いことは、課題と考えます。環境に配慮した農産物の作付面積を拡大するには、取り組みやすい制度に改める必要があるため、国・県に働きかけられるとともに、引き続き、これら国・県の各種補助制度と併せて市独自の支援施策の創設について検討され、より多くの団体で取り組まれるよう事業の普及啓発に努められたい。

- (2) 琵琶湖の水質保全を図るため、かんがい用水の有効利用および代かき期における濁水流出防止の啓発指導を強化されたい。また、河川上流域、市外からの濁水流入が見受けられるため、他市町とも連携し、濁水防止に取り組まれたい。

さらに、病虫害防除については、農薬等の使用基準の遵守や飛散防止対策等の啓発は元より、発生予察に応じた適正な防除が行えるよう技術指導に努められるとともに、地域住民への防除の基本的な理解と協力依頼の徹底を図られたい。

- (3) 平成31年4月に琵琶湖と共生する琵琶湖システムが『日本農業遺産』に認定され、さらに令和4年7月には国連食糧農業機関（FAO）から『世界農業遺産』に認定されました。

伝統的な琵琶湖漁業、環境こだわり農業、魚のゆりかご水田、水源林保全などが「琵琶湖システム」です。本市は、湖辺から山間地域まで広範囲に位置しており、世界農業遺産に認定された「琵琶湖システム」のPRには大変優位な土地柄です。

特に、魚のゆりかご水田は、生物多様性や生態系保全に大きな役割を果たしており、取り組みやすい環境にありますことから、引き続き、県と協力しながら、市独自の強力な支援について、具体的・積極的に検討されたい。

5 農業・農村の基盤整備について

本市の農業生産基盤の整備は、対象農地の95.2%が既に整備済みです。

しかしながら、整備済み農地においても、区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題があることから、整備田における畦畔除去等の再整備や、残る未整備水田における土地改良事業の実施が必要です。

また、担い手への農地集積が進む一方で、これまで集落ぐるみで取り組まれてきた農道や水路、土地改良施設の維持管理に係る作業の継続が困難になってきています。

さらに、特に市街地では、市街地化により、従来の水田の保水機能がなくなり大雨時等、従来の水量をはるかに超える水がいきなり農業用水路に流れ込み問題になるなど、近年のゲリラ豪雨・線状降水帯等により、人や農地への甚大な被害が全国的に報告されています。

- (1) 国営・県営事業で設置された土地改良基幹水利施設は、土地改良区が管理運営する農業生産基盤の重要な施設であり、施設の更新は必要不可欠でありますことから、公共施設に準じた施設として、地域の実状を的確に把握しながら、積極的な整備の働きかけ、および、農業者の地元負担金の軽減、技術支援等の市の支援対策を講じられたい。

一方、国営・県営事業の対象とならない小規模な土地改良事業や農道および水路などの維持・補修などに対する市の施策について、引き続き、補助の増額や条件の緩和に努められ、充実を図られたい。

- (2) 農業用かんがい排水施設は、地域の農業・農村の環境保全施設として機能しているばかりでなく、農地は出水時の一時貯留等施設として水害防止に大きな機能を果たしています。

特に、犬上南部地区の県営かんがい排水事業については、事業開始から既に長期間が経過しており、一刻も早く事業が完了するよう、引き続き、安食川改修事業と併せ県に要望されたい。

- (3) これまで地域農業者の共同作業により行われていた農道の除草や簡易な補修、水路の清掃等の活動を維持するための「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の取組集落では、この事業を進めるために必要な事務処理が多く、引継ぎも困難なため、長年同じ人が担当されているなど多くの課題がありましたので、その解決の方策として、令和2年度に本市で広域化がスタートしましたが、これら集落では、すでに蓄積されたデータ等があり、広域化の魅力がないため参加されない集落もあると聞き及んでおります。

引き続き、全集落が事業に参加できるよう働きかけるとともに、各集落の事務量の軽減を図られたい。

6 農政推進体制の充実について

近年、局地的な大雨をはじめ各地で異常気象とも思える自然災害が頻発しており、自然環境に大きく左右される農業においては、農産物に関わる病虫害、洪水や干ばつなどの自然災害が多大な影響を及ぼすこととなります。

また、国の農業政策が変わるたびに制度が複雑化し、専門的な知識を必要とする場合も多々あることから、地域や農業者にとって、取り組みやすい現状となっているとは言えず、これら農業政策に対応が可能となる体制整備が必要です。

- (1) 自然災害による被害は農業経営にも大きな影響を及ぼすことから、東びわこ農業協同組合や滋賀県農業共済組合等と連携して、災害時の情報提供や安全確保に係るマニュアルを作成するなど、危機管理体制の確立に加え、市独自の支援措置を講じられたい。

また、収入保険制度は平成31年1月からスタートし、一部の農業者の加入となっていますが、関係機関と連携して農業者・農業団体に周知徹底を図られたい。

- (2) 本市においては、農業振興地域、市街化区域、中山間地域とそれぞれの地域特有の農業形態や課題があるため、地域課題に応じた支援や独自施策も含めた特色ある農業施策に取り組まれたい。

また、国・県の支援制度は年々複雑化しているため、これら制度が、有効に活用されるようきめ細やかな啓発・指導に努められるとともに、市内農業者の取組を十分に支援できるよう、職員の増員など農林水産課の体制の充実に格段の配慮をされたい。

さらに、政治・経済など農業を取り巻く諸情勢が大きく変革している中で、農業経営を行う上での判断力が今まで以上に必要となります。農業現場の意見を反映する場として、農業者や関係団体に有識者を交えた農業再生協議会等、数々協議団体があり、様々な情報が錯綜するため、それぞれの協議の場を再編・統合し、直面する農政課題に適格かつ迅速に対応できるよう「連携体制について」検討されたい。

加えて、彦根市には、農商工連携のリーダーとして、農業に注目を集める企画にリーダーシップを発揮するため、プレスリリースやインターネット・SNSを活用した情報発信に、積極的に努められるとともに、新規就農者や承継者ならびに女性農業者と、市行政との懇談の場を設けたり、大都市生活の経験のある彦根在住・出身者にグループインタビューを実施することで、大都市生活者が彦根産品の魅力をどのように見ているかを把握し、市独自の施策の創設や支援を検討され、今後の市場開拓の新たな施策を立てる力とされたい。

- (3) 平成26年から新規就農者の認定が市へ移管されましたが、ここ数年ほとんど新規就農者がいない状況であり、意欲ある若い世代や移住者、定年帰農者

などの人材を確保するため、積極的に新規就農者を発掘する施策を検討されるとともに、農地の確保や技術指導など段階的・継続的な支援を実施するための体制整備も早急に推進されたい。

特に、平成 27 年度から雇用されている営農指導員については、これまでの人・農地プランの作成や新規就農の相談などを担当し、地域農業者や農業委員・農地利用最適化推進委員の相談窓口となっており、「地域計画」の策定・見直し・実行にあたってもキーパーソンとなることから、継続して雇用されるよう配慮されたい。

さらに、農業委員・農地利用最適化推進委員の役割は、ますます多岐にわたり、ますます重要となっています。これらに対応するため、農業委員会予算の確保と、農業委員会活動を支える農業委員会事務局の人員配置について、格段の配慮をされたい。

7 鳥獣被害対策について

鳥獣による農作物への被害が全国的に増加傾向にある中、本市においては鳥居本地域におけるサル・イノシシ・シカの被害に加え、荒神山周辺地域でサル・イノシシによる被害が増大しています。また、市街地等においても、サル、カラス・キツネ・ハクビシン・アライグマ・オオバン等による野菜等への被害が常態化しています。

令和5年度の有害鳥獣による農産物の被害金額は、農業共済組合等からの情報提供によれば約100万円ですが、生息区域および被害面積は広がっており、家庭用菜園や畦畔・農業施設の破損などの被害額を含めると大幅に大きくなるものと思われます。

現状の対策では、不十分で、農作物への被害が減らず、これら被害は、農業者の生産意欲を低下させるばかりでなく、遊休農地の増加等につながるとともに、農地の持つ多面的機能の維持にも大きな影響をもたらしているのが現状です。

一方で、鳥獣被害について「駆除」から「恵み」への発想の転換も重要です。ジビエとして、ホテルや料理店での季節料理や、ジャッキー・缶詰めなどの加工食品など、全国から観光客を集めることができる本市ならではの取組について検討も必要です。

- (1) 有害鳥獣の被害防止対策については、彦根市獣害防止対策協議会や湖東地域広域鳥獣害防止対策検討会議を中心に取り組まれています。行政・地域・狩猟者団体が連携し、地域に応じた被害防止対策の取組を積極的に実施されたい。

また、これらの対策については、地域住民の理解・協力が不可欠であり、地域における研修会や合同会議など、農業者だけでなく、地域ぐるみの取組が推進できるよう支援を図られたい。

さらには、鳥獣害対策の予算について、地域の実情に応じた柔軟な対策が可能となるよう予算を確保されたい。

- (2) 平成26年5月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が公布され、鳥獣被害対策が、捕獲強化による積極的な個体数管理に移行したことから、個体数の把握は元より、個体数削減に向け、国・県における制度改正等の情報収集に努め、具体的で効果的な施策を検討されるとともに、市単独事業の創設についても努められたい。

特に、本市において生息するサルはおおよそ5群の群れを成しており、群れの頭数も増えつつあります。近年は農業被害のみならず益々狂暴化しており生活環境にも悪影響を受けている状態です。このままでは、人的被害もいつ起こっても不思議でなく、個体数調整の捕獲では追いつかない状況です。猿の捕獲について、新しいシステムの全頭捕獲檻の設置に向けた準備を進められたい。

また、荒神山周辺および鳥居本地域の獣害対策については、獣害防止柵や

捕獲檻の設置による対策のほか、緩衝帯の整備を進め、さらなる獣害対策の拡充に努められるとともに、経年劣化による獣害防止柵の更新や補修費の助成制度を検討されることに加え、県の緩衝帯整備事業に該当しない地域への援助、助成支援策を講じられたい。

- (3) 鳥獣の生態数が正確に把握できない状況の中で、被害を最小限に食い止めるための手段として、免許、特に「わな猟免許」の取得基準のさらなる緩和、免許保有者による狩猟期間の変更、捕獲の許可基準の緩和について、県に要望されたい。